

官報号外

平成十二年十一月十三日

○第一百五十九回 参議院会議録 第九号

平成十二年十一月十三日(月曜日)

午後一時一分開議

○議事日程 第九号

平成十二年十一月十三日
午後一時 本会議

第一 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律案(趣旨説明)
○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(井上裕君) これより会議を開きます。
日程第一 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律案(趣旨説明)
本案について発議者の趣旨説明を求めます。衆議院議員亀井善之君。

(衆議院議員亀井善之君登壇、拍手)
○衆議院議員(亀井善之君) ただいま議題となりました自由民主党、公明党並びに保守党的三党共同提案の、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律案につきまして、趣旨とその内容の概要を御説明申し上げます。
今日、世界の情勢が歴史的な転換を遂げようとしいる新しい時代の中で、対外的にも国内的にも、恒久的な平和と繁栄の道筋をつける節目のと

きを迎えてます。この変革期に、我々は、確固たる将来見通しのもと、後世のため、國の正しい針路を定める歴史的責務を負っていることを深く自覚しなければなりません。そして、戦後の混乱期にもまさる熱意を持って、日本の明るい未来づくりの事業に的確に対応できる体制を一刻も早くつくり上げていかなければなりません。

将来に目を移すとき、政治はその性格を、内外の課題に国全体の視点から的確、機敏に対処する政治主導の総合政策立案型に転換しなければなりません。また、一層の地方分権を図つて、陳情行政の行き過ぎを解決し、地方の創意工夫を尊重することは、今後の我が國の経済、文化、社会の新しい飛躍を期す上で極めて大きな力になると確信しております。

翻つて、我が國の政治を謙虚に振り返れば、国民の政治不信や政治離れは依然として根強いものがあります。国民の信頼と負託にこころえることが政治の原点です。国民の信頼を得られなければ、政治は成り立ちません。また、国民が期待する政

策を創造できなければ、政治はその意義を失います。我々三党は、最近の一連の不祥事に端を発する深刻な政治不信を重大に受けとめ、同時に、今日の歴史的変革期に世界に通用する内外政策を樹立する方途について、徹底した議論を重ねてきております。その結果の一つが、今回提案する法律案であります。

まず第一に、公職者あっせん利得に関する事項その一は、衆議院議員、参議院議員または地方公共団体の議会の議員もしくは長、すなわち公職

は、政党、政治団体や政治家の活動を通じて国民の政治的意図が形成され、政治が遂行されており、この政治活動の自由は極めて重要な憲法上の権利であります。その意味で、政治活動のあり方は、議会制民主主義の健全な発展にかかわる重要な問題であると認識しております。

我々は、このような認識に立ち、いわゆるあっせん利得の課題について、政治家としての使命感に燃えながら、昼夜分かたぬ真摯かつ精緻な議論を積み重ね、基本的考え方を共有することができます。その主な考え方を御説明いたします。

一つは、主権者たる国民の厳粛な信託によって選出された公職にある者は、国民全体の利益のために奉仕、行動する責務を負っていることを強く自覚し、みずから政治活動を厳しく律する必要があるとの決意のもと、本法律を定めることにより、公職にある者の政治活動の廉潔性、清廉潔白性を保持し、これによって国民の信頼を得ることを目的としたことです。したがって、本法律案の罪は、公務員の職務自体の性質に着目し構成されている刑法のわざる罪とはその趣旨を異にするものであります。

二つ目は、刑法のあっせん収賄罪が対象とするあっせん行為は公務員に職務上不正の行為をさせるものに限定されているのに対し、本法律案の罪が対象とするあっせん行為は公務員の職務上の不正な行為に限らず広く公務員に適正な職務行為をさせるもの一般を対象としており、あっせん収賄罪に比べ広い範囲を対象とするものであります。したがって、本法律案の罪の対象となるあっせん行為自体を明確にする必要があります。

三つ目は、地方議会の議員及び長も、地域住民

全体の利益を図るために行動することを期待されおり、国会議員と同様、その政治に関与する公務員の活動の廉潔性、清廉潔白性とこれに対する公務員の信頼を得る必要があることから处罚の対象としたことです。また、公設秘書についても、公務員として国会議員の政治活動を補佐する

者として、国会議員の権限に基づく影響力を行使し得る立場にあることから处罚の対象に加えたことです。

四つ目は、国または地方公共団体が二分の一以上を出資している法人は、国または地方公共団体に準ずるものと言うことができます。そこであつて、公職にある者が当該法人に係る一定のあっせん行為を行いその報酬を得ることは、国または地方公共団体に係る一定のあっせん行為を行いつの報酬を得た場合と同様に、当該公職にある者の政治活動の廉潔性、清廉潔白性とこれに対する国民の信頼を害することとなります。そこで、この場合についても处罚することとしたことがあります。

五つ目は、本法律案の罪は、適正な職務行為に係るあっせん行為にまで対象を広げていることや、政治活動の意義の重要性を正しく評価すること等から、その適用に当たっては、政治活動を不当に妨げる事のないように運用に留意しなければならないとの規定を設けることとしたことであります。

六つ目は、本法律の趣旨、内容等を国民に正しく理解していただく必要があることや、地方議会の議員及び長等を处罚の対象としていることから、一定の期間を置いて周知徹底させる必要があることであります。

これらの基本的な考え方をもって、我々三党はあっせん利得处罚法案をまとめ提出する必要があるとの結論に達したものであります。

以上、本法律案をまとめ提出するに至った考え方について申し上げました。

次に、この法律案の内容の概要につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、公職者あっせん利得に関する事項その一は、衆議院議員、参議院議員または地方

ある者が、国もしくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約または特定の者に対する行政庁の処分に関し、請託を受けて、その権限に基づく影響力を行使して公務員にその職務上の行為をさせるように、またはさせないようにあっせんすること、またはしたことにつき、その報酬として財産上の利益を收受したときは、公職者あっせん利得罪として処罰するものとし、その法定刑を三年以下の懲役としております。

その二は、公職にある者が、国または地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関して、当該法人の役員または職員に対し、今述べたことと同様のあっせん行為の報酬として財産上の利益を收受した場合も同様に処罰するものとしてあります。

その一は、衆議院議員または参議院議員の秘書、いわゆる国会議員の公設秘書が、国もしくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約または特定の者に対する行政庁の処分に関して、請託を受けて、当該議員の権限に基づく影響力を行使して公務員にその職務上の行為をさせることがあります。

その二は、公設秘書が、国または地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関して、当該法人の役員または職員に対し、今述べたことと同様のあっせん行為の報酬として財産上の利益を收受した場合も同様に処罰するものとしてあります。

第一及び第二の場合において、犯人が收受した財産上の利益は没収するものとしております。その全部または一部を没収することができないときは、その価額を追徴するものといたしております。第四に、利益供与罪に関する事項であります。これまで財産上の利益を收受した側の行為を規定するものであるのに対し、これは第一または第二に係る財産上の利益を供与した側の行為を規定するものであり、当該財産上の利益を供与した者を利益供与罪として処罰するものとし、その法定刑を一年以下の懲役または二百五十万円以下の罰金といたします。

第五に、国外犯に関する事項であります。日本国外において本法のあっせん利得罪を犯した公職にある者や公設秘書にも本法を適用することを規定したものであります。したがって、公職にある者や公設秘書が国外において請託を受け、本法に規定するあっせん行為の報酬として財産上の利益を收受した場合にも、本法の罪による处罚の対象とすることとしております。

第六に、適用上の注意に関する事項であります。本法の適用に当たっては、公職にある者の重要な政治活動である民意を反映させる行為等が不当に制約されることのないよう、公職にある者の政治の利益を收受したときは、議員秘書あっせん利得罪として処罰するものとし、その法定刑を二年以下の懲役としております。

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行するものとしております。

第八に、公職選挙法の一部改正に関する事項であります。

その一は、公設秘書が、国または地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関して、当該法人の役員または職員に対し、今述べたことと同様のあっせん行為の報酬として財産上の利益を收受した場合も同様に処罰するものとしております。

第三に、没収及び追徴に関する事項であります。

いたしております。

第九に、その他所要の規定を整備することとしております。

以上が、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律案の趣旨及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。小山峰男君。

〔小山峰男君登壇、拍手〕

○小山峰男君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました与党提出の公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律案に対して質問をいたします。

二十一世紀という新時代の到来まであと一ヶ月余りとなつた今日、我が国の政治は、まことに遺憾ながら、輝かしい未来への指針を力強く示すことがなく、金権政治、利益誘導型政治といった旧態依然とした政治体質にむしばまれ続け、閉塞状態に陥つており、国民の政治不信は深まる一方であります。

相次ぐ輕率きわまりない発言は、国民感情を逆なでするも甚だしく、国民の間からも失望と落胆の声が一段と高まっており、また党内の一部からも公然と不信任を表明する声が上がる始末です。もはや森内閣に政権担当の資格はないと思います。

森総理御自身はこの現状をどのように考え、認識しておられるのか、お伺いいたします。

さて、政治と金をめぐる問題は、古くは昭和電工疑惑、造船疑惑からリクルート事件、ゼネコン汚職、中尾元建設大臣の受託収賄事件、久世問題、KSD問題、東京信用保証協会問題と後を絶ちません。汚職事件が明るみに出るたびごとに金権腐敗政治の一掃が叫ばれ、改革の手は打たれてきました。

しかし、受託収賄罪に問われている中尾元建設大臣の容疑は、建設大臣在任中に、建設省発注工事の指名競争入札をめぐり、建設業者から便宜を図つてほしいとの請託を受け、三千万円のわいろを受け取ったというものであり、政治改革の意義は何もなかつたことを白日のもとにさらけ出す結果となつたのであります。それほどまでに我が國の利益誘導型政治、金権愈着体质の病根は根深いものであります。

金権政治、利益誘導型政治が我が国にはびこつ

森内閣が発足してわずか半年余りの間に、久世前金融再生委員長及び内閣のかなめとなる中川官房長官までもが選舉絡みや右翼団体との黒い交際が発覚し辞任に追い込まれたことは、もはや内閣としての求心力を完全に失い、死に体内閣同然と言わなければなりません。

久世前金融再生委員長の発言と森総理の発言は、まだ食い違つたままであります。その真相究明は国会の責務であり、改めて久世氏の証人喚問が必要であることを強く申し上げるものであります。加えて、右翼団体との交際及び情報漏えい問題が発覚した中川氏を内閣のかなめである官房長官に任命した森総理の政治責任は極めて重大であります。

久世前金融再生委員長の発言と森総理の発言は、まだ食い違つたままであります。その真相究明は国会の責務であり、改めて久世氏の証人喚問が必要であることを強く申し上げるものであります。加えて、右翼団体との交際及び情報漏えい問題が発覚した中川氏を内閣のかなめである官房長官に任命した森総理の政治責任は極めて重大であります。

公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律案(趣旨説明)

大きな欠陥についてどのようにお考えになりますか。そして、与党提出の本法律案によって政治と金の問題が解決され、国民の政治に対する信頼を回復して日本新生の礎を築くことができるのか、森総理の本法律案に対するお考えをお伺いいたします。

今日求められているのは、政治と金の関係を透明化し、口ききの見返りに報酬を求めるなどを当然とする我が国の政界における長年のあしき風習を断ち切り、口ききによる利益誘導型政治にかわる二十一世紀の我が国の新しい政治をつくり出すことであります。

す。
、公務員に職務する犯罪であり、
務上の行為をさるものであります。
る行為であります。
罪の方が軽いと
罪では私設秘書
犯情の重い刑法
罰の対象とされ
軽い本罪におい
スを欠く結果と
点から、本罪で
ったところであ
について国会議
立場、あっせんの際の言動、あっせんを受ける公務員の職務内容、その他諸般の事情を総合して判断されることになります。
なお、本法案では、公職にある者等の権限は、
公職にある者等が職務を行う公務員に対して権限に基づく影響力を有しているか否かという場面で問題になるのでありますて、あっせんされた公務員が行う職務に関する権限がある者等が何らかの権限を有しているか否かを要求するものではなく、その点では、あっせんする公務員があっせんされる公務員の職務に関する権限を要求していないあっせん収賄罪と同様でござりますので、誤解のないように申し添えさせていただきます。

次に、あっせんの対象行為を契約または処分に関するものとした理由についてお答え申し上げます。

政治公務員は、本来、国民、地域住民全体の利益を図るために行動することを期待されているところでございます。しかし、契約や処分の段階でのあっせん行為は、国民、地域住民の利益を図るというよりは、むしろ当該契約の相手方や処分の対象者、特定の者の利益を図るという性格が顕著であります。そのようなあっせん行為を行つて報酬を得る行為は、政治公務員の政治活動の廉潔性及びこれに対する国民の信頼を失う度合いが強いため、これを処罰することにしたわけでござります。

まにん松のるぐと利のるい性まい

○衆議院議員(尾身幸次君) 小山議員にお答えを申し上げます。

御質問にお答えする前に、小山議員の御発言の中に、本法案のあっせん利得罪が刑法のあっせん収賄罪の延長線上に位置づけられるものであると

の御理解を示された部分があつたと存じますが、本法案におけるあっせん利得罪の保護法益は、政治公務員の政治活動の廉潔性とこれに対する国民の信頼でありまして、刑法のあっせん收賄罪とはその保護法益を異にしており、私どもはこのような理解をしていないということをあらかじめ申し上げます。

私設秘書を除外した理由でございますが、本罪は、政治に関与する公務員の活動の廉潔性、清廉潔白性とこれに対する国民の信頼を保護しようとするものであります。したがいまして、処罰の範囲を公務員でない私設秘書にまで拡大することは不適当であります。

また、私設秘書につきましては、国会議員との関係の程度は個々さまざまであり、一律に処罰の範囲を公務員でない私設秘書にまで拡大することは不適当であります。

次に、あっせんの対象行為を契約または処分に関するものとした理由についてお答え申し上げます。

政治公務員は、本来、国民、地域住民全体の利益を図るために行動することを期待されているところでございます。しかし、契約や処分の段階でのあっせん行為は、国民、地域住民の利益を図るというよりは、むしろ当該契約の相手方や処分の対象者、特定の者の利益を図るという性格が顕著であります。そのようなあっせん行為を行って報酬を得る行為は、政治公務員の政治活動の廉潔性及びこれに対する国民の信頼を失う度合いが強いため、これを処罰することにしたわけでござります。

一方、これに当たらない行政計画や予算案の作成等に関するあっせんについては、行政計画や予算案に民意を反映するということは政治活動として公職者に当然期待されているところでございまして、今回処罰の対象としなかったわけでござります。

以上でございます。(拍手)

〔衆議院議員小池百合子君登壇、拍手〕

○衆議院議員(小池百合子君) まず、報酬として財産上の利益を收受した場合を処罰することとした理由についてお答えを申し上げます。

刑法のわいる罪に申しますわいるとは、財産上の利益よりも広範な概念であり、情報、職務上の地位の提供、異性間の情交など、およそ人の需要、欲望を満足させるに足りるものであればよきとされております。

一方、本罪は、わいろ罪とはその保護法益を主とするものである上、前提とするあっせん行為は、公務員に正当な職務行為をさせ、または不必要な職務行為をさせないというものであってもよ

い當爲異 い需の上 しき まえましア作 まい性報者のるじと利 まに ん松

こととされています。このことを考慮し、本罪の保護法益であります政治公務員の政治活動の廉潔性及びこれに対する国民の信頼を端的に保護するためには、处罚対象を政治公務員の活動において最も問題とされます財産上の利益の收受に限定すれば足りるとの判断をしたものであります。

次に、刑法のあっせん收賄罪にあります要求、約束を外した理由ですが、この法案の罪が対象とするあっせん行為は刑法のあっせん收賄罪と異なります。公務員に正当な職務行為をさせ、または不当な職務行為をさせないというものであってもよいことを考慮いたしまして、あっせんの報酬としての財産上の利益の收受が現実に行われた場合にのみこれを处罚し、要求、約束にとどまる場合には处罚しないこととしたものであります。

すなわち、本罪におきましては、いわば単なる言葉のやりとりにすぎない行為にまで处罚対象を広げますと、本罪の存在を悪用する者がいないと限らず、かえって正当な政治活動を萎縮させるおそれがあることを考慮した結果でございます。

次に、「適用上の注意」の規定を設けた理由についてお答え申上げます。

本法案は、政治公務員が行います政治活動と密接な関係がありますあっせん行為により利得を得ることを处罚しようとするものでございます。したがいまして、处罚の対象となります構成要件を明確に規定する必要があり、罪の対象となるあっせん行為による利得自体を明らかにするとともに、政治公務員の通常の政治活動の展開、政治資金規正法に基づいて行われる净財の確保や行政権の行使の適否に関する調査など、民主主義社会において保障されている政治活動の自由が不恰當に妨げられることのないよう細心の注意を払ったところであります。

もとより、議会制民主主義のもとにおきましては、政治活動の自由は極めて重要な憲法上の権利であります。政治活動の意義の重要性を正しく評価する観点から、本法第六条におきまして「この

こととされております。このことを考慮し、本罪の保護法益であります政治公務員の政治活動の廉潔性及びこれに対する国民の信頼を端的に保護するためには、处罚対象を政治公務員の活動において最も問題とされます財産上の利益の收受に限定すれば足りるとの判断をしたものであります。

次に、刑法のあっせん收賄罪にあります要求、約束を外した理由ですが、この法案の罪が対象とするあっせん行為は刑法のあっせん收賄罪と異なります。公務員に正当な職務行為をさせ、または不当な職務行為をさせないというものであってもよいことを考慮いたしまして、あっせんの報酬としての財産上の利益の收受が現実に行われた場合にのみこれを处罚し、要求、約束にとどまる場合には处罚しないこととしたものであります。

すなわち、本罪におきましては、いわば単なる言葉のやりとりにすぎない行為にまで处罚対象を広げますと、本罪の存在を悪用する者がいないと限らず、かえって正当な政治活動を萎縮させるおそれがあることを考慮した結果でございます。

次に、「適用上の注意」の規定を設けた理由についてお答え申上げます。

本法案は、政治公務員が行います政治活動と密接な関係がありますあっせん行為により利得を得ることを处罚しようとするものでございます。したがいまして、处罚の対象となります構成要件を明確に規定する必要があり、罪の対象となるあっせん行為による利得自体を明らかにするとともに、政治公務員の通常の政治活動の展開、政治資金規正法に基づいて行われる净財の確保や行政権の行使の適否に関する調査など、民主主義社会において保障されている政治活動の自由が不恰當に妨げられることのないよう細心の注意を払ったところであります。

もとより、議会制民主主義のもとにおきましては、政治活動の自由は極めて重要な憲法上の権利であります。政治活動の意義の重要性を正しく評価する観点から、本法第六条におきまして「この

法律の適用に当たっては、公職にある者の政治活動を不恰當に妨げることのないように留意しなければならない」との規定を設けたところであります。(拍手)

〔国務大臣森喜朗君登壇、拍手〕

○国務大臣(森喜朗君) 今日の政治状況と政治倫理の確立、そして二十一世紀の我が国の政治のある方についてのお尋ねがございました。

私は、主権者たる国民の代表である国会議員が国民のこと第一に考え、政治家の良心と責任

ます。政治が国民からの信頼を高めていくことが求められており、今国会で早期に成立をさ

められております。

政治倫理の確立は議会政治の根幹であります。

私は、主権者たる国民の代表である国会議員が國

家国民のことを第一に考え、政治家の良心と責任

ます。政治が国民からの信頼を得るために、政治家

が口をきいて私腹を肥やすようなことは正していかなければなりません。そのため、あっせん利

得罪处罚法案につきましては私も極めて重要なも

のであると考えられており、今国会で早期に成立をさ

せていただきたいと考えております。

内閣支持率についてお尋ねがありました。ま

た、内閣に政権担当の資格はないとの御指摘がございました。

私は、内閣支持率に関する最近の厳しい調査結

果につきましては、世論の動きを示す一つの指標

として謙虚に受けとめております。支持率の変動

要因にはさまざまなものがあると考えますが、私

としては、厳しい状況にあるときこそ支持率の動

果につきましては、世論の動きを示す一つの指標

として謙虚に受けとめております。支持率の変動

要因にはさまざまなものがあると考えますが、私

としては、厳しい状況にあるときこそ支持率の動

果につきましては、世論の動きを示す一つの指標

として謙虚に受けとめております。支持率の変動

要因にはさまざまなものがあると考えますが、私

としては、厳しい状況にあるときこそ支持率の動

果につきましては、世論の動きを示す一つの指標

として謙虚に受けとめております。支持率の変動

政治倫理の確立は議会政治の根幹であります。国会議員の一人一人が主権者たる国民の代表であること自覚し、政治家の良心と責任感を持つて政治活動を行い、国民の信頼にもとることがないよう努めることができます。政治に対する国民の信頼を高めよう努めることができます。政治に対する国民の信頼を高め自身もそのために最大限の努力を行つ決意であります。

政治が国民からの信頼を得るために、政治家

が口をきいて私腹を肥やすようなことは正していかなければなりません。そのため、あっせん利

得罪处罚法案につきましては私も極めて重要なも

のであると考えられており、今国会で早期に成立をさ

せていただきたいと考えております。

内閣支持率についてお尋ねがありました。ま

た、内閣に政権担当の資格はないとの御指摘がございました。

私は、内閣支持率に関する最近の厳しい調査結

果につきましては、世論の動きを示す一つの指標

として謙虚に受けとめております。支持率の変動

要因にはさまざまなものがあると考えますが、私

としては、厳しい状況にあるときこそ支持率の動

果につきましては、世論の動きを示す一つの指標

として謙虚に受けとめております。支持率の変動

要因にはさまざまなものがあると考えますが、私

としては、厳しい状況にあるときこそ支持率の動

果につきましては、世論の動きを示す一つの指標

あっせん利得を従来よりもやりやすくなることにもなるという議員の御批判は全く的外れではないかと存じます。

いずれにせよ、政治に対する国民の信頼を高めるとも今国会中に成立させられることを期待いたします。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁いたします。(拍手)

○国務大臣(保岡興治君登壇、拍手)

小山議員にお答え申上げます。

あっせん收賄罪の実効性についてお尋ねがございました。

私は、内閣支持率についてお尋ねがありました。ま

た、内閣に政権担当の資格はないとの御指摘がございました。

私は、内閣支持率に関する最近の厳しい調査結

果につきましては、世論の動きを示す一つの指標

として謙虚に受けとめております。支持率の変動

要因にはさまざまなものがあると考えますが、私

としては、厳しい状況にあるときこそ支持率の動

果につきましては、世論の動きを示す一つの指標

法律の適用に当たっては、公職にある者の政治活動を不恰當に妨げることのないように留意しなければならない」との規定を設けたところであります。

○国務大臣(森喜朗君登壇、拍手)

今日の政治状況と政治倫理の確立、そして二十一世紀の我が国の政治のある方についてのお尋ねがございました。

私は、主権者たる国民の代表である国会議員が國

家国民のことを第一に考え、政治家の良心と責任

ます。政治が国民からの信頼を高めていくことが求

められております。

政治倫理の確立は議会政治の根幹であります。

私は、主権者たる国民の代表である国会議員が

が口をきいて私腹を肥やすようなことは正して

いかなければなりません。そのため、あっせん利

得罪处罚法案につきましては私も極めて重要なも

のであると考えられており、今国会で早期に成立をさ

せていただきたいと考えております。

内閣支持率についてお尋ねがありました。ま

た、内閣に政権担当の資格はないとの御指摘がございました。

私は、内閣支持率に関する最近の厳しい調査結

果につきましては、世論の動きを示す一つの指標

として謙虚に受けとめております。支持率の変動

要因にはさまざまなものがあると考えますが、私

としては、厳しい状況にあるときこそ支持率の動

果につきましては、世論の動きを示す一つの指標

として謙虚に受けとめております。支持率の変動

要因にはさまざまなものがあると考えますが、私

としては、厳しい状況にあるときこそ支持率の動

果につきましては、世論の動きを示す一つの指標

あっせん利得を従来よりもやりやすくなることにもなるという議員の御批判は全く的外れではないかと存じます。

いずれにせよ、政治に対する国民の信頼を高めるとも今国会中に成立させられることを期待いたします。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁いたします。(拍手)

○国務大臣(保岡興治君登壇、拍手)

小山議員にお答え申上げます。

あっせん收賄罪の実効性についてお尋ねがございました。

私は、内閣支持率についてお尋ねがありました。ま

た、内閣に政権担当の資格はないとの御指摘がございました。

私は、内閣支持率に関する最近の厳しい調査結

果につきましては、世論の動きを示す一つの指標

として謙虚に受けとめております。支持率の変動

要因にはさまざまなものがあると考えますが、私

としては、厳しい状況にあるときこそ支持率の動

果につきましては、世論の動きを示す一つの指標

として謙虚に受けとめております。支持率の変動

要因にはさまざまなものがあると考えますが、私

としては、厳しい状況にあるときこそ支持率の動

果につきましては、世論の動きを示す一つの指標

として謙虚に受けとめております。支持率の変動

要因にはさまざまなものがあると考えますが、私

としては、厳しい状況にあるときこそ支持率の動

果につきましては、世論の動きを示す一つの指標

として謙虚に受けとめております。支持率の変動

要因にはさまざまなものがあると考えますが、私

としては、厳しい状況にあるときこそ支持率の動

果につきましては、世論の動きを示す一つの指標

あっせん利得罪の創設が求められた理由についてお尋ねがございました。

あっせん利得罪の創設が求められた理由についてお尋ねがございました。

本法案は、公職にある者は、国民全体のために

奉仕、行動する責務を負っていることを強く自覚

し、みずから政治活動を厳しく律する必要があ

るとの決意のもと、本法律を定めることにより公

職にある者の政治活動の廉潔性を保持し、これ

によって国民の信頼を得ることを目的として提出さ

れたものであり、職務上正当な行為等のあっせん

利得を禁止するどころか、むしろ

あっせん利得を従来よりもやりやすくなることにもなるという議員の御批判は全く的外れではないかと存じます。

あっせん利得罪の創設が求められた理由についてお尋ねがございました。

あっせん利得罪の創設が求められた理由についてお尋ねがございました。

本法案は、公職にある者は、国民全体のために

奉仕、行動する責務を負っていることを強く自覚

し、みずから政治活動を厳しく律する必要があ

るとの決意のもと、本法律を定めることにより公

職にある者の政治活動の廉潔性を保持し、これ

によって国民の信頼を得ることを目的として提出さ

れたものであり、職務上正当な行為等のあっせん

利得を禁止するどころか、むしろ

あっせん利得を従来よりもやりやすくなることにもなるという議員の御批判は全く的外れではないかと存じます。

あっせん利得罪の創設が求められた理由についてお尋ねがございました。

あっせん利得罪の創設が求められた理由についてお尋ねがございました。

あっせん利得罪の創設が求められた理由についてお尋ねがございました。

本法案は、公職にある者は、国民全体のために

奉仕、行動する責務を負っていることを強く自覚

し、みずから政治活動を厳しく律する必要があ

るとの決意のもと、本法律を定めることにより公

職にある者の政治活動の廉潔性を保持し、これ

によって国民の信頼を得ることを目的として提出さ

れたものであり、職務上正当な行為等のあっせん

利得を禁止するどころか、むしろ

あっせん利得を従来よりもやりやすくなることにもなるという議員の御批判は全く的外れではないかと存じます。

あっせん利得罪の創設が求められた理由についてお尋ねがございました。

あっせん利得罪の創設が求められた理由についてお尋ねがございました。

あっせん利得罪の創設が求められた理由についてお尋ねがございました。

本法案は、公職にある者は、国民全体のために

奉仕、行動する責務を負っていることを強く自覚

し、みずから政治活動を厳しく律する必要があ

るとの決意のもと、本法律を定めることにより公

職にある者の政治活動の廉潔性を保持し、これ

によって国民の信頼を得ることを目的として提出さ

れたものであり、職務上正当な行為等のあっせん

利得を禁止するどころか、むしろ

あっせん利得を従来よりもやりやすくなることにもなるという議員の御批判は全く的外れではないかと存じます。

あっせん利得罪の創設が求められた理由についてお尋ねがございました。

あっせん利得罪の創設が求められた理由についてお尋ねがございました。

あっせん利得罪の創設が求められた理由についてお尋ねがございました。

本法案は、公職にある者は、国民全体のために

奉仕、行動する責務を負っていることを強く自覚

し、みずから政治活動を厳しく律する必要があ

るとの決意のもと、本法律を定めることにより公

職にある者の政治活動の廉潔性を保持し、これ

によって国民の信頼を得ることを目的として提出さ

れたものであり、職務上正当な行為等のあっせん

利得を禁止するどころか、むしろ

あっせん利得を従来よりもやりやすくなることにもなるという議員の御批判は全く的外れではないかと存じます。

あっせん利得罪の創設が求められた理由についてお尋ねがございました。

あっせん利得罪の創設が求められた理由についてお尋ねがございました。

あっせん利得罪の創設が求められた理由についてお尋ねがございました。

本法案は、公職にある者は、国民全体のために

奉仕、行動する責務を負っていることを強く自覚

し、みずから政治活動を厳しく律する必要があ

るとの決意のもと、本法律を定めることにより公

職にある者の政治活動の廉潔性を保持し、これ

によって国民の信頼を得ることを目的として提出さ

れたものであり、職務上正当な行為等のあっせん

利得を禁止するどころか、むしろ

あっせん利得を従来よりもやりやすくなることにもなるという議員の御批判

件のもとにこれを処罰することを定めているものと承知しております。

公職者あつせん利得罪及び議員秘書あつせん利得罪と、あつせん収賄罪との関係についてお尋ねがございました。

本法案の規定する罪は、公職にある者等の政治活動の廉潔性を確保し、これによって政治に対する国民の信頼を確立することを目的とするものであり、刑法のあつせん収賄罪とはその趣旨を異にするものであると承知しており、あつせん収賄罪の構成要件に該当する場合には、同罪が成立するものと考えております。

請託の立証についてお尋ねがございました。

請託を要件とすると立証事項がふえることは確かにございますが、そもそも一般に立証の難易は具体的な事案における証拠関係に左右されるものであり、請託という要件が存在することによって一般的に立証が困難になると直ちに言えるものではないと承知しております。

適用上の注意規定の影響についてお尋ねがございました。

検察当局におきましては、本法案が成立し施行されました際には、御指摘の規定を含めて法の趣旨を踏まえながら、厳正公平、不偏不党の立場から、法と証拠に基づき、刑事事件として取り上げるべきものがあれば、適宜適切に対処するものと承知しております。(拍手)

○議長(井上裕君) 松あきら君。

○松あきら君 公明黨の松あきらでございます。私は、自由民主党・保守党、公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました亀井善之議員以下十七名提出の公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律案につきまして、総理及び提案者に質問をいたします。

さて、日本の政治は、平成に年号が変わりましてからも、今まで十年余りの間に、行政改革、

税制・金融システム改革、教育改革等と大きな改革に取り組んでまいりました。しかし、いつの時代も政治と金の問題は国民の政治不信の大きな原因となっており、政治家が襟を正す意味でもきちんとした対応がなされなければなりません。

そして、このたび与党より、政治改革の一環として、いわゆるあつせん利得に係る法案が提出されました。中央省庁の再編という大きな改革で始まる二十一世紀を迎えるに当たり、私たち政治家はもう一度原点に立ち返り、真摯に今世紀を振り返り、二十一世紀は何としても国民の負託にこだわる政治を実現するため、このあつせん利得処罰法案がその大きな一步となりますことを大いに期待をしてまいりたいと思います。

特に、今回、あつせんに伴い利得を得る行為を封じ、政治腐敗の防止を図るために本法案が与党の議員立法として提案できることは、今までなし得なかつただけに、日本の政治の夜明けを告げるほどの意義深いものがあります。

あつせん利得罪の法制化という問題は、今回急に出てきたものではありません。一九九八年にも議論があり、当時は各党がそれぞれ法案をつくりました。しかし、そのときは成案とはなりませんでした。今回、与党三党で成案を得たことは画期的なことだと思います。

政治家がさまざまな陳情や要請を受けて行政に適切に働きかけをすることは適法な行為ですが、その対価として財産上の利益を得ることはあってはならないことです。国民の政治に対する信頼がますます重要になっている中で、政治家と金の関係できちんと襟を正し、議員の政治活動の廉潔性、清廉潔白性を確保していくためにあつせん利得処罰法がどうしても必要であります。

そこでまず、この法案が国民の我が国の政治に対する信頼性確保に対してどのような効果をもたらすと思われるのか、総理にお尋ねをいたしました。

さて、日本の政治は、平成に年号が変わりましてからも、今まで十年余りの間に、行政改革、

衆議院の審議で、本法案に対して民主党から、ざるが幾つも用意されているなどの批判が出ておりました。そこで、この法案がいかにすぐれたものであるか、順次お尋ねをしたいと思います。

第一は、本法案は請託を要件としていますが、請託を要件とすることで立件が難しくなります。本法案が請託を要件とした理由を御説明願いたいと思います。

第二は、本法案は対象行為を契約と行政処分に限定していることについて、野党側は対象行為が狭くなつたと批判をしております。この批判についての見解をお願いいたします。

第三は、私設秘書も含めるべきだと各方面から指摘の声が上がっておりますが、私設秘書を対象から除いた理由を説明してください。

第四は、本法案は権限に基づく影響力行使に限定しているという批判もありました。これについての見解をお願いいたします。

第五は、第三者供与が法案に明文化されないことで抜け道になると批判があります。これについて御説明をお願いいたします。

第六は、本法案に「政治活動を不当に妨げる」とのないように」という運用上の注意がありますが、捜査を阻害することはありませんか、お尋ねをいたします。

第七は、契約、行政庁の処分について、具体的なケースとして御説明をお願いいたします。

例えば、地域の公民館を建てるために行政に働きかけて実現した場合はどのような解釈になるのでしょうか、御説明ください。

第八は、例えば、後援会員から一定額の政治資金を寄附してもらって、その人から相談を受けた場合はどうなるのでしょうか。

第九は、私設秘書が口引きをして、その対価を存じます。

次に、提案者にお尋ねをいたします。

かなることになるのでしょうか。
以上、御説明をお願いいたします。

我が国の政治を謙虚に振り返れば、国民の政治不信は依然として根深いものがあります。いつの時代も国民の信頼にこだえることが政治家の生命であります。国民の負託を得られなければ政治は成り立ちません。そして、国民の期待に沿って初回返り、二十世紀は何としても国民の負託にこだわる政治を実現するため、このあつせん利得処罰法案がその大きな歩みとなります。

衆議院議員亀井善之君登壇、拍手)

○衆議院議員(亀井善之君) 請託を要件とした理由についてお答えをいたします。

これは、あつせんは請託を受けてなされるのが通常の形態であることに加え、政治公務員が他の公務員に何か働きかける場合には、だれかに何かを頼まれてその人のためにいわゆるあつせんをする場合と、国民や住民の声を吸い上げて通常の政治活動として働きかけを行う場合があると思われますが、請託を要件としなければ、この両者の区別が不明瞭になり、処罰範囲があいまいに広がるおそれがあることから、処罰範囲の明確性を期する必要があります。刑法のあつせん収賄罪でも請託を要件としているところであります。

ます。(拍手)

(衆議院議員亀井善之君登壇、拍手)

○衆議院議員(亀井善之君) 請託を要件とした理由についてお答えをいたします。

これは、あつせんは請託を受けてなされるのが通常の形態であることに加え、政治公務員が他の公務員に何か働きかける場合には、だれかに何かを頼まれてその人のためにいわゆるあつせんをする場合と、国民や住民の声を吸い上げて通常の政治活動として働きかけを行う場合があると思われますが、請託を要件としなければ、この両者の区別が不明瞭になり、処罰範囲があいまいに広がるおそれがあることから、処罰範囲の明確性を期する必要があります。刑法のあつせん収賄罪でも請託を要件としているところであります。

請託を要件とすると立証事項がふえることは確かにありますが、そもそも一般に立証の難易は具体的な事案における証拠関係に左右されるものであつて、請託という要件が存在することによって直ちに立証が困難になるか否かは一概に論ずることのできない問題であると考えられます。

以上のとおり、請託を要件としたのはその必要があるからであり、かつ、この要件を設けても実効が失われることはできません。

対象行為を契約と行政処分に限定した理由につ

いてお答えをいたします。

政治公務員は、本来、国民、地域住民全體の利益を図るために行動することを期待されているところであります。しかし、契約や処分の段階でのあつせん行為は、国民、地域住民の利益を図るというよりは、むしろ当該契約の相手方や処分の対象者等、特定の者の利益を図るという性格が顕著であり、そのようなあつせん行為を行って報酬を得る行為は、政治公務員の政治活動の廉潔性及びこれに対する国民の信頼を失う度合いが強いため処罰することとしたものであります。

ところで、政治に携わる政治公務員は、国民や住民の意見や要望を踏まえて、通常の政治活動の一環として他の公務員等に対して働きかけを行う場合がございます。この法案は、このような政治公務員が行う政治活動と密接な関係があるあつせん行為により利得を得ることを処罰しようとするものであります。

したがって、処罰の対象となる構成要件を明確に規定する必要があり、罪の対象となるあつせん行為による利得自体を明らかにするとともに、政治公務員の通常の政治活動の展開、政治資金規正法による利得の確保や行政権の行使の適否について行われる浄財の確保や行政権の行使の適否に関する調査など、民主主義社会において保障されている政治活動の自由が不當に妨げられるものであります。

この観点から、本法案は、特定の者に利益を得させる目的というような不明確な概念を避け、国民、地域住民の利益を図るというよりは、むしろ当該契約の相手方や処分の対象者等、特定の者の利益を図るという性格が顕著である契約や処分の段階でのあつせん行為を問題とすることにより、処罰の範囲の明確化を図ったものであります。(拍手)

○衆議院議員尾身幸次君登壇、拍手)
○衆議院議員(尾身幸次君登壇、拍手)

私設秘書を対象から除外した理由でございますが、本罪は、政治に関与する公務員の廉潔性、清廉潔白性と、これに対する国民の信頼を保護しようとします。したがって、処罰の対象となる構成要件を明確の範囲を公務員でない私設秘書にまで拡大することは不適当であります。

また、私設秘書につきましては、国会議員との関係の程度は個々さまざまであり、一律に処罰の対象とすることは不適当であります。

また、刑法のあつせん収賄罪は公務員に職務上不正な行為をさせた場合に成立する犯罪であります。ですが、本罪は公務員に正当な職務上の行為をさせた場合でも犯罪として成立するものであります。したがいまして、同じあつせん行為でございましても、犯情としては明らかに本罪の方が軽いといふことになります。

ところで、刑法のあつせん収賄罪では私設秘書を処罰の対象にしておりません。犯情の重い刑法のあつせん収賄罪においてすら処罰の対象とされない私設秘書を、より犯情の軽い本罪において処罰の対象とすることはバランスを欠く結果になってしまいます。このような観点から、本罪では私設秘書を処罰の対象としなかったところあります。

なお、私設秘書のあつせん行為について国会議員の指示があった場合には、その議員本人に本法案の罪が成立し得るところであります。

第三者供与の規定をなぜ置かなかったのかという御質問でございますが、本法案におきましては、現在のあつせん収賄罪におきましても第三者供与を処罰の対象としておりません。それとのバランスもありまして、第三者供与は処罰の対象としなかつたわけでございます。

第三者供与の規定をなぜ置かなかったのかといふことのないように細心の注意を払ったところであります。

○衆議院議員(漆原良夫君) 公明党の松あきら議員にお答え申上げます。

第三者供与の規定をなぜ置かなかったのかといふ御質問でございますが、本法案におきましては、現在のあつせん収賄罪におきましても第三者供与を処罰の対象としておりません。それとのバランスもありまして、第三者供与は処罰の対象としなかつたわけでございます。

もとより、議会制民主主義のもとにおいては、政治活動の自由は極めて重要な憲法上の権利でございまして、政治活動の意義の重要性を正しく評価する観点から、本法第六条におきまして「この法律の適用に当たっては、公職にある者の政治活動を不适当に妨げることのないよう留意しなければならない」という規定を設けておいたのであります。したがって、何ら正当な捜査活動を阻害するものではないというふうに考えております。

以上でございます。(拍手)

○衆議院議員(小池百合子君) 松議員より具体的な例についてのお尋ねがございました。

まず、地方議員が公民館を建てるために行政に働きかけをした場合でございますけれども、ここで契約とは、売買、貸借、請負のほか、国等が財産権の主体として相手方と対等の立場において締結する私法上の契約である委任、贈与、寄託等の典型契約及び各種の混合契約を指しております。

また、行政庁の処分でございますが、国または地方公共団体が行う行為のうち、その行為によって直接国民の権利義務を形成し、あるいはその範囲を確定することが法律上認められているものを指しております。

個々の事案において、あっせん行為が本法案におきます契約または処分に関するものに当たるか否かは具体的な事実関係に基づいて判断されることになります。

そこで、お尋ねの町内会から希望を受けて公民館を建てるために行政に働きかけをする場合でございますが、これが本法案の契約または処分に該当するかどうかは、これらについての働きかけの具体的な内容によって判断することになりますが、例えば公民館の建設についての計画立案をしたり、また予算措置を講じたりするように働きかけをするというようなものであるならば、本法案の契約または処分には該当しないものと考えております。

次に、後援会員から一定額の政治資金を寄附してもらっていて、その人から相談を受けてあっせん行為をし、その後も一定額の寄附を受けている場合はどうなるのかというお尋ねでございますが、後援会員からの政治資金の寄附は、公職にある者本人とは別個人の人格を有する団体に対しても、その団体は第三者に該当するものであります。

第三者については、先ほどお答えしたとおりでございますが、外的的には本人以外の者が本法案所定のあっせん行為との間に対価性があると認められるものであり、その団体は第三者に該当するものであります。

公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律案(趣旨説明)

するものと認定できる場合には、本人が收受したものとして、本人にこの所定の罪が成立する可能性がございます。

ところで、本法案で処罰されますのはあっせん行為の報酬として財産上の利益を收受した場合でございます。具体的な証拠に基づます事実認定の問題ということになるわけですが、一般的にはあっせん行為の前後を通じて継続的に一定の金額の政治献金を受けているような場合には、通常、あっせん行為の報酬と認定することは難しいものと考えているところでございます。

最後に、私設秘書の件ですが、私設秘書が口引きをしてその対価を政治資金管理団体に入れるようになりますが、私設秘書のあっせん行為について国会議員の指示があった場合には、その議員本人に本法案の罪が成立し得ることにつきましても先ほどお答えしたとおりでございます。

そしてまた、御質問の資金管理団体でございますが、公職にある者本人あるいはその公設秘書とは別個人の人格を有することから第三者に該当いたしましたして、先ほど御説明した第三者と同様の取り扱いがされるものと考えております。(拍手)

(国務大臣森喜朗君登壇、拍手) あっせん利得処罰法が我が国の政治にもたらす効果について御質問いただきました。

もとより、私としても政治家が口引きをして私腹を肥やすようなことは止していかなければならぬと考えておりまして、そうしたことは政治が

國民から信頼されるようになるための大前提であると認識いたしております。しかし、政治家と金をめぐる事件が絶無とならず、遺憾ながら國民の政治不信が高まっているのが現実であります。こうした中、与党三党間において法制化に向け大変

熱心に御議論をいただき、与党案としてまとめていただきました。

さらに、今後、法案について国会において真摯な議論が重ねられていることは、政治の自浄能力を示し、國民の政治への信頼回復に寄与する大きな意義を有するものと考えております。

与党案は、政治に対する國民の信頼の確立と國民の要望を幅広く行政に反映させるという政治本来の機能との調和が図られており、そうした機能をいたずらに阻害することなく、政治に携わる公務員の政治活動の廉潔性及びこれに対する國民の信頼を確保する上で大きな効果を有しているものと承知をいたしております。

いずれにせよ、私といたしましても、本院においても十分に御議論をいたいた上に、ぜひとも信頼が高められることを期待いたしております。議会制民主主義の健全な発展を期する決意についてお尋ねがありました。

今日の政治状況を見ると、大変残念ではあります。が、政治家と金をめぐる事件が絶無とならず、政治が國民からの信頼を高めていくことが求められています。國民から政治が信頼されなければ、議会政治が健全に機能することは期待できません。まさに政治倫理の確立は議会政治の根幹であり、國會議員は主権者たる國民の代表であることを自覚し、政治家の良心と責任感を持つて政治活動を行い、國民の信頼にもとることがないよう努力することが求められており、私自身もそのために最大限の努力を行ふ決意でございます。

(拍手) 総理、与党提出のあっせん利得処罰法が衆議院を通過した際、マスコミ各紙は、議員口引き、抜け道残る、処罰かわす要件数々と、一斉に報道しました。この法案は、衆議院の審議の中で、政治家の口引き行為をほとんど処罰できない法であります。しかし、それができない総理に対して、國民の支持率は今や一〇〇%台で、森政権はもはや危険水域に入ったと言われています。疑惑の解明もせず、みずから任命責任も明らかにせずに、どうして國民の政治への信頼回復ができるのですか、答弁を求めます。

○議長(井上裕君) 吉川春子君。
(吉川春子君登壇、拍手) 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりましたあっせん利得処罰法案について質問いたします。

まず、あっせん利得処罰法をなぜつくるのかという根本問題についてです。今日、KSD疑惑など政治家の相次ぐ疑惑事件で、國民の政治に対する不信は頂点に達しています。國民の政治に対する信頼を回復するためには、これららの政治と金をめぐる事件に入り、国会議員等が他の公務員に口引きし、いろいろ受け取る事件を腐敗事件として処罰する、実効ある法律の制定が國民の世論となっています。

総理は、衆議院本会議で、「政治家の廉潔性を疑わせる事件が後を絶たず」、「國民の政治不信が深まっている」、この法案は「政治の自浄能力を示し、國民の政治への信頼回復に寄与する」とお述べになりました。ところが、この間、政治家の信頼を確保する上で大きな効果を有しているものと承知をいたしております。

さて、私設秘書のあっせん行為について国会議員の指示があった場合には、その議員本人に本法案の罪が成立し得ることにつきましても先ほどお答えしたとおりでございます。

そしてまた、御質問の資金管理団体でございますが、公職にある者本人あるいはその公設秘書とは別個人の人格を有することから第三者に該当いたしましたして、先ほど御説明した第三者と同様の取り扱いがされるものと考えております。(拍手)

○國務大臣森喜朗君登壇、拍手) あっせん利得処罰法が我が國の政治にもたらす効果について御質問いたしました。

議会制民主主義の健全な発展を期する決意についてお尋ねがありました。

今日の政治状況を見ると、大変残念ではあります。が、政治家と金をめぐる事件が絶無とならず、政治が國民からの信頼を高めていくことが求められています。國民から政治が信頼されなければ、議会政治が健全に機能することは期待できません。まさに政治倫理の確立は議会政治の根幹であり、國會議員は主権者たる國民の代表であることを自覚し、政治家の良心と責任感を持つて政治活動を行い、國民の信頼にもとることがないよう努力することが求められており、私自身もそのために最大限の努力を行ふ決意でございます。

(拍手) 総理、与党提出のあっせん利得処罰法が衆議院を通過した際、マスコミ各紙は、議員口引き、抜け道残る、処罰かわす要件数々と、一斉に報道しました。この法案は、衆議院の審議の中で、政治家の口引き行為をほとんど処罰できない法であります。しかし、それができない総理に対して、國民の支持率は今や一〇〇%台で、森政権はもはや危険水域に入ったと言われています。疑惑の解明もせず、みずから任命責任も明らかにせずに、どうして國民の政治への信頼回復ができるのですか、答弁を求めます。

○議長(井上裕君) 吉川春子君。
(吉川春子君登壇、拍手) 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりましたあっせん利得処罰法案について質問いたします。

まず、あっせん利得処罰法をとの國民世論に真摯に耳を傾けるお

氣持ちがありますか、答弁を求めます。
私は、以下、実効あるあっせん利得処罰法をつくる立場から、与党案の問題点について具体的に質問します。

第一に、処罰の対象から私設秘書を除外したことであります。

あっせん利得処罰法案が衆議院の委員会で採決されたその日に、中小企業向けの特別融資制度を悪用した事件で国会議員の私設秘書が逮捕されました。報道では、保証協会に口ききした件数はかなりな数に上っており、この秘書は議員にかわって口ききのほとんどを引き受けたいたということです。

発議者は、私設秘書を本罪の主体から除外した理由を、私設秘書は政治公務員ではないからとしています。しかし、秘書は議員と一体不可分の存在です。実際に役所への口ききに動いているのは、私設秘書が多いことは政界の常識です。過去の腐敗事件でも、私設秘書が金庫番を務めてわいろの受け皿になってきたではありませんか。私設秘書を外せばあっせん利得処罰法がざる法になってしまいます。実際にはなぜ私設秘書を外したのか、国民が納得できる説明ができますか、答弁を求めます。

第二に、犯罪の構成要件に「請託を受けて」という要件を加えたことです。

あっせん行為の依頼、すなわち請託は、密室で証拠を残さないように行われるものが通例なので、立証することが極めて困難です。それは、一九五八年に、公務員の口きき行為を処罰するために設けられたあっせん收賄罪を見ても明らかです。あっせん收賄罪が国会議員に適用された事例は、法制定から四十二年たった今日までたった二件であり、有罪が確定した事例は一件もないのです。

当時、あっせん收賄罪が創設されるに際し、法制審議会刑法部会では、請託を受けたことを要件としているのは、犯罪の立証を困難にするだけであるから、これを削除すべきであるとの有力な

意見が出ていました。法務大臣、あっせん收賄罪のその後の経過は、まさにこの意見どおりになつたのではありませんか。

にもかかわらず発議者は、今回のあっせん利得舞になるのではありませんか。なぜそんなに請託に固執するのか、答弁を求めます。

第三に、政治家の口きき行為は予算、税制、行政指導、公共事業の箇所づけなど幅広く行われるのに、あっせん利得処罰法案の対象とされる公務員の職務の範囲を契約と行政庁の処分に非常に狭く限定していることです。

行政指導や予算の箇所づけなどが今日の政官財の癒着・腐敗構造の中心問題となっていることは論をまちません。ロッキーード疑惑モリクリート事件も行政指導をめぐるものでした。行政指導などを対象範囲から外すことは、こうした政治家の腐敗行為を見逃し、処罰できにくすることです。

第四に、「議員の権限に基づく影響力を行使して」という、あいまいかつ不明確な要件について

本法案では、契約や行政処分をめぐるあっせん行為であっても、電話一本かけただけでは犯罪にならない、あっせん行為の際に議員の権限に基づく影響力の行使がなければ処罰されないと説明されています。それでは、ここで言う「議員の権限」とは何ですか、そして権限に基づく影響力の行使というのはどういう行為を指すのですか。またこれはわいろの職務権限とどう違うのか、説明してください。

衆議院で提案者は、影響力の行使とは、国会で質問するなどの言動とともに答弁していますが、それでは、質問すると言えば犯罪になり、言わなければ犯罪にならないことになります。これでは

犯罪構成要件が著しく不明確になるのではありませんか。答弁を求めます。

本案では政治家が口ききの対価として第三者に不當な利益を得させてもらっせん利得罪は成立しないのです。発議者は、政治家本人の事実上の支配下にある場合は本人が收受したものとして本人に所定の犯罪が成立するので不都合はないと答弁していますが、政治家の事実上の支配力を立証することは容易ではありません。その結果、議員の口ききの不當な対価を第三者に得させ、後に政治献金などで取得する行為は野放しになるではありませんか。

第三者供与を外したのは、結局、政党支部や後援会などを受け皿として金を受け取る抜け道を残しておくるということではありませんか。答弁を求めます。

最後に、与党はしきりに政治活動の自由が制約されてしまうないと強調し、さまざまな要件を持ち込んで本罪の成立を困難にしています。この意図は、結局、政治活動の対価として不当な利益を得る政治、すなわちわいろを受け取る自由を温存しようということにはなりません。政治家が国民の要求実現のために活動することは当然です。しかし、その対価として不當な報酬を受け取ることが問題なのです。こうした政治をやめようといふのがこの法案をめぐる根本問題なのです。

総理、政治活動の対価として一切金銭は受け取らない、この当然の認識と決意をどうして持てなさいます。それでは、ここで言う「議員の権限」とは何ですか、そして権限に基づく影響力の行使というのはどういう行為を指すのですか。またこれはわいろの職務権限とどう違うのか、説明してください。

衆議院で提案者は、影響力の行使とは、国会で質問するなどの言動とともに答弁していますが、それでは、質問すると言えば犯罪になり、言わなければ犯罪にならないことになります。これでは

上げ、質問を終わります。(拍手)

(衆議院議員小池百合子君登壇、拍手)

○衆議院議員(小池百合子君) まず、第三者供

規定を置かない理由でござりますが、現在のあっせん收賄罪でも第三者供与は処罰の対象としなかった次第でございます。

第五に、第三者供与が処罰の対象から外されて

いることです。

本案では政治家が口ききの対価として第三者に

不當な利益を得させてもらっせん利得罪は成立しません。

発議者は、政治家本人の事実上の支配下

に在る場合は本人が收受したものとして本人に

所定の犯罪が成立するので不都合はないと答弁

していますが、政治家の事実上の支配力を立証す

ることは容易ではありません。その結果、議員の

口ききの不當な対価を第三者に得させ、後に政治

献金などで取得する行為は野放しになるではありませんか。

第三者供与の規定がないとしても不都合はございません。法益は十分保護されるものと考えて

おります。ここで言う事実上の支配力の有無につ

たとされる場合にも、本人が收受したものとして本人

への罪が成立する可能性がございます。ですか

ら、第三者供与の規定がないとしても不都合はございません。

政治活動の対価として不当な利益を得る政治

献金などで取得する行為は野放しになるではありませんか。

第三者供与を外したのは、結局、政党支部や後

援会などを受け皿として金を受け取る抜け道を残

しておくるということではありませんか。答弁を求

めます。

第三者供与を外したのは、結局、政党支部や後

援会などを受け皿として金を受け取る抜け道を残

しておくるということではありませんか。答弁を求

めます。

第三者供与を外したのは、結局、政党支部や後

援会などを受け皿として金を受け取る抜け道を残

しておくるということではありませんか。答弁を求

めます。

第三者供与を規定することは、政治公務

員が形式的にも実質的にも財産上の利益を收受し

ていない場合まで処罰範囲に入ることとなるため

を考えております。

なお、第三者供与を規定することは、政治公務

員が形式的にも実質的にも財産上の利益を收受し

ていない場合まで処罰範囲に入ることとなるため

を考えております。

次に、私設秘書に関するございますけれども、私設秘書を主体に含めない理由でござります

が、本罪は、まず政治に関与する公務員の活動の範囲を公務員でない私設秘書にまで拡大するこ

とは不適当と考えております。

また、私設秘書については、国会議員との関係の程度は個々さまざまございまして、一律に処罰の対象とすることも不適当と考えております。

また、刑法のお七ヶ条取扱事でござりますが、公務員に職務上不正な行為をさせた場合に成立する犯罪ですが、一方、本罪は公務員に正当な職務上の行為をさせた場合でも犯罪として成立いたします。したがいまして、同じあせん行為であつても、犯情としては明らかに本罪の方が軽いわけでございます。

ちなみに、刑法のあつせん収賄罪では私設秘書を処罰の対象にしておりません。犯情の重い刑法のあつせん収賄罪でも処罰の対象とされていない私設秘書を、より犯情の軽い本罪において処罰の対象とすることもバランスを欠く結果となつてしまふわけでございます。

これらの観点より、本罪では私設秘書を処罰の対象としなかつたところでございますが、なお、私設秘書のあつせん行為につきまして国会議員の指示があった場合には、その議員本人に本法案の罪が成立し得るところであることをつけ加えさせていただきます。(拍手)

(衆議院議員尾身幸次君登壇、拍手)

○衆議院議員(尾身幸次君) 吉川議員にお答え申し上げます。

一つには、あっせんは請託を受けてなされるのか通常の形態であるというためであります。また、政治公務員が他の公務員に何かを働きかける場合には、だれかに何かを頼まれてその人のためにいわゆるあっせんをする場合と、国民や住民の声を吸い上げて通常の政治活動として働きかけを行う場合があると思われますが、請託を要件としなければ、この両者の区別が不明確になりまして、处罚範囲があいまいに広がるおそれがあることから、处罚範囲の明確性を期する必要があるためであります。

請託を要件とするヒ立証事項がふえることは確かにありますし、そもそも一般に立証の難易は具体的な事案における証拠関係に左右されるものでございまして、請託という要件が存在することに

政治活動の自由を保障する觀点も踏まえ、处罚対象としないことにいたしました。

御質問の中で行政指導についてお触れになつた箇所があつたと存じますが、行政指導は、行政機関が行政目的を実現するために私人または他の行政機関に対して法的拘束力のない手法によって働きかける行為と理解をしております。

このようによく行政指導は法的拘束力がなく、直接国民の権利義務を形成し、あるいはその範囲を確定することが法律上認められている行政庁の处分とは異なり、特定の者に明確に利益を与えるものとまでは言いがたいことから、この法案ではあつせんの対象としなかつたものであります。(拍手)

題であります。公職者等の権限は、
公職にある者等が職務を行う公務員に対して権限を
に基づく影響力を有しているか否かという場面で
問題となるのであります。あっせんされた公務員があつ
た職務を行つて公職にある者等が何らかの権限を要求するものではありません。
その点では、あっせんする公務員があつ
せんされる公務員の職務に関する権限を要求して
いないあっせん取扱いと同様でござりますので、
誤解のないように申し添えておきます。

か自分の名誉に関することを含め本件について御自分の立場をさまざまな形で明らかにされていくものと考えております。

もとより閣僚の人事は内閣総理大臣の責任において行われるものであり、結果として両氏が閣僚を辞任することになったことについては、残念であり遺憾であると考えております。

一方、国民の負託を受けて内閣を預かる私としては、景氣を本格的な回復軌道に乗せるとともに、ＩＴ革命への対応、教育改革や社会保障改革などの実行などの国民が求めている政策を着実に実行することにより私の責任を果たしていきたいと考えております。

あっせん利得処罰法案には重大な欠陥があるのではないかという御質問を受けました。

す。以上のとおり、請託を要件としたのはその必要があるからであり、かつ、この要件を設けても実効性が失われることはないと考えたからでござります。

あつせんの対象行為を契約または処分に関するものに限定した理由についてお答えいたします。

政治公務員は、本来、国民、地域住民全体の利益を図るために行動することを期待されているところであります。が、契約や処分の段階でのあつせん行為は、国民、地域住民の利益を図るというよりは、むしろ当該契約の相手方や処分の対象者等、特定の者の利益を図るという性格が顕著であり、そのようなあつせん行為を行って報酬を得る行為は、政治公務員の政治活動の廉潔性及びこれに対する国民の信頼を失う度合いが強いため処罰することといたしたものであります。

一方、これに当たらない行政計画や予算案成等に関するあつせんについては、行政計画や予算案等に民意を反映させることは政治活動として公務者等に期待されているところでもあることか

確にするのではないか、また権限及び権限に基づく影響力の行使の意味についてお尋ねがありまし
たので、あわせてお答えしたいと思います。
まず、「権限」というのは、法令に基づく国会議
員の職務権限を言うものであります。その例とし
ては、議院における議案発議権、修正動議提出
権、委員会における質疑権があります。
次に、「権限に基づく影響力」というのは何か。
これは、権限に直接または間接に由来する影響
力、すなわち法令に基づく公職者の職務権限から
生ずる影響力のみならず、法令に基づく職務権限の
遂行に当たって当然に随伴する事実上の職務行
為から生ずる影響力をも含むものと承知しております。
「影響力を行使して」とは、公職者の権限に基づ
く影響力を積極的に利用すること、換言すれば、
実際に被あっせん公務員の判断を拘束するまでの
必要はありませんが、態様としては、被あっせん
公務員の判断に影響を与えるような形で、被あっ
せん公務員に影響力を有する権限の行使、不行使
を明示的または默示的に示すことであります。
どのような態様の行為がそれに該当するかにつ
いては、この委作が相互要件を著しく不明確を行
使して」ととの要件が相互要件を著しく不明確

「」の要件は、一般的に基づく景響力を行使して「」という要件の意味するところははつきりしており、刑罰の構成要件としては十分に明確なものと考えているところでございます。
以上でござります。（拍手）
〔国務大臣森喜朗君登壇、拍手〕
○國務大臣（森喜朗君） 久世前金融再生委員長及び中川前官房長官の任命責任についてお尋ねがございました。
久世氏の件につきましては、自由民主党によれば、財団法人自由民主会館では建物の管理、維持運営費や人件費などに必要な寄附を募っており、その一環として大京からは関連会社を含め平成三年に寄附を受けていたとのことであり、この点につきましては從来から国会においてもお答えしているところでございます。
また、中川氏の件につきましては、中川氏個人にかかる官房長官就任より随分と以前のことでありまして、また、報道されました録音テープなどをだれがどのように作成したのか、どのような経路で入手されたものかも明らかになつておりません。中川氏は、これ以上迷惑をかけたくないとのことで既に辞職をされており、今後は中川氏自身

平成十二年十一月十三日 参議院会議録第九号

公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律案(趣旨説明)

—

政治倫理の一層の確立のためには、まず何よりも政治家一人一人の自覚が大切であると考えているところ、政治家と金をめぐる事件が絶無とならぬ、遺憾ながら国民の政治不信が深まっているのが現実であります。

おり、行政指導に関するあっせんについても、特定の者に明確に利益を与えるものとまでは言いがたいことから処罰対象としなかったものと承知しております。

ものではないと考えております
また、同罪の運用を見ますと、
上げてみるとおり、平成七年から
の最近の五カ年間で見ましても、

先ほどから申し
り平成十一年まで
二十四名を公判請

詰しておられるか、伺いたいと思ひます。
そこで、私の基本的な疑問について述べたいと思ひます。

ござした中、前国会からも本法案を今国会で成立させるべきであるとの認識を示してまいりました。そして、法制化に当たってはその目的と構成要件を明確にし、かつ国民の要望を幅広く反映させるという政治的役割にも配意する必要があると繰り返し申し上げてまいりました。与党三党においては、こうした論点を十分に踏まえ、構成要件や対象行為を明確に定め、実効性の確保に努められたものと承知をいたしております。

政治活動の文脈として「一七七五金に多い耳にいたさ」の認識と決意を持つべきだとの御指摘をいたしました。

政治は、国民の要望を幅広く行政に反映させるという大きな役割も有していると考えております。また、現実に、政治家が政策を立案し、國民にその政策を訴え、支持を得ていくためには、資金がかかるものであります。その意味において、政治資金は民主主義に必要なコストであります。

しかしながら、私としても、政治家が口ききで私腹を肥やすようなことは正していかなければなりませんと認識しており、議員御指摘のとおり、政治活動の対価として不当な利益を得たり、ましてやいろいろを受け取るなどということはあってはならないものであることは論をまたないものと存じて

○議長 井上裕君 答弁の補足があります。衆議院議員尾身幸次君、（衆議院議員尾身幸次君登壇、拍手）

質問がございました。

本法案は、目的、保護法益、犯罪構成要件の明確化の要請、政治活動の自由との関係等につきまして、私どもいたしましては、本法案こそが将来に於ける法典であり、百点満点、ベストであると考えて、います。

のでしようか。陳情、要請という行為は官尊民卑的行動ではないのか。国民の声は、官僚に届け前に、議員としてそれを立法や政策の形にすべきであり、それをしないのは議員の怠慢ではないということになります。これまで、予算配分から就職の世話に至るまで、さまざまな政治家によく口ききが行われ、自民党内からは「支持者に頼ります」とは言わぬで、政治家本来の仕事である、政治家はあっせんする動物だという声がありました。政官癒着とか族議員と呼ばれて、あっせん行為がシステム化していることこそ日本の政治腐敗の根源ではないでしょうか。

あっせん利得の禁止法案の審議を、政治とは何か、政治家は何をすべきかを根底から考える機会

上院議員が否認され書類を闇々とした点について御質問いただきました。

与党案は、政治に携わる公務員の政治活動の審査性とこれに対する国民の信頼を保護しようとするものであり、処罰の範囲を公務員ではない私秘書にまで拡大することは不適当であるとの考え方

案の今国会中の成立を強く希望いたしているところでございます。
残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をいたします。(拍手)

○議長(井上裕君) 大脇雅子君。
(拍手)

にしなければなりません。議員は全体の奉仕者であり、特定の個人や団体の利益のために「ときき」る行為は、本来のあるべき政治活動とは言えない。加えて、「ときき」の見返りに利得をすれば、行政の公正な執行をゆがめ、国、地方を問わず、政治の正常な運営を妨害するおそれがあります。どうぞご理解ください。

などから、私設秘書を処罰対象から除外したものと承知をいたしております。
与党案があっせん行為の対象を契約と行政庁に处分に限定している点についてお尋ねがございました。

○國務大臣 保岡興治君（登壇、拍手）吉川議員にお答え申し上げます。
あっせん收賄罪において請託を要件としていることについてお尋ねをいたしました。

○大脇雅子君　私は、社会民主党・護憲連合を代表して、ただいま議題になりました自由民主党、保守党、公明党共同提出、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律案につき登壇いたします。

治家や政治への不信を生むことにならないよう、あせん行為は日常的な政治活動とお考えなのか、この法案が政治活動の自由を制約する危険があると考えていらっしゃるのか、総理のお考えをお聞きします。

与党案は、契約や処分の段階でのあっせん行為は、特定の者の利益を図るという性格が顕著でないことなどから処罰の対象とした一方、行政計画や予算案作成等に関するあっせんについては、これらに民意を反映させることは政治活動としてハラリ職者等に期待されているところでもあることから、政治活動の自由を保障する観点も踏まえ处罚対象としなかったものであると承知いたしてお

請託を要件とすることについて、法制審議会における審議の際に一部御指摘のような御議論があり、また立証事項がふえることは確かではございますが、先ほどから提案者皆様方がたびたび御説明申し上げているとおり、そもそも一般に立証の難易は具体的な事案における証拠関係に左右されるものであり、請託という要件が存在することによって一般的に立証が困難になると直ちに言える

いて質問いたします。
あっせん利得の禁止は、第二次橋本内閣当時、ロッキード事件で受託収賄罪で有罪になつた佐藤栄作が閣外協力団体に入党した問題を契機に社会民主党が提起し、その後自民党がこれを受け入れず、我が党の閣外協力団体解消の原因の一つにもなつた重大なテーマです。そこで、本法案の制定を必要とする日本の政治風土について、森総理及び発議者がどのようにお考えですか。

一九五八年には、公務員の層の組織陳正を求る世論の声に押されて導入されたのが、あっせん収賄罪及びあっせん贈賄罪でした。その際、政は、危険な副作用を伴うおそれがあるので、漸的に事を運ぶのが適当であるとしていました。の結果と言えましょうか、国会議員で起訴されのはただの二件です。

そこで、このあっせん収賄罪におけるあっせ

益に限定するのは問題ではないかとのお尋ねがございました。

結論から申し上げますと、何ら問題はございません。

刑法のわいろ罪で言うわいろとは、財産上の利益よりも広範な概念でございます。情報、職務上の地位の提供、さらには異性間の情交等、およそ人の需要、欲望を満足させるに足りるものであればよいということは御承知のとおりでございま

しかし、本罪は、わいろ罪とはそもそもその保護法益を異にしております。また、本罪が前提といたしておりますあっせん行為は、公務員に正当な職務行為をさせ、または不当な職務行為をさせないというものであってもよいこととされております。

これらのこと考慮いたしまして、本罪の保護法益であります政治公務員の政治活動の廉潔性及びこれに対する国民の信頼を端的に保護するためには、処罰対象を政治公務員の活動において最も問題とされます財産上の利益の收受に限定すれば足りると判断をしたものであり、ゆえに、報酬を財産上の利益に限定することには何ら問題はないものと考えた次第でございます。(拍手)

○國務大臣(森喜朗君) あっせん利得罪処罰法案の必要性及び我が国の政治風土について御質問をいただきました。

政治倫理の一層の確立のために、まず何よりも政治家一人一人の自覚が大切であると考えます。しかしながら、政治家と金をめぐる事件が絶無とならず、遺憾ながら国民の政治不信が深まっているのが現実であります。

こうした中、あっせん利得罪法案につきましては、国民の政治に対する信頼を高めていく上でも極めて重要であると考えております。今国会で早期に成立させていただきたいと考えます。

あっせん行為と日常的な政治活動との関係及び

あっせん利得処罰法案が政治活動の自由を制約する危険性の有無について御質問をいただきます。

議員御指摘のとおり、私としても、政治家が口

ききで私腹を肥やすようなことは正していかなければならぬと認識しております。一方、いかなる行為が議員御指摘のあっせん行為に該当するのかは必ずしも明確ではないと考えますが、政治は國民の要望を幅広く行政に反映させるという大きな役割も有していると考えております。

したがって、法制化に当たっては、こうした政治の仕組み、機能をいたずらに制約することがあってはならないと考えており、このため、解釈次第で適用範囲が変わることのないよう、犯罪の構成要件を明確にする必要があると考えております。

与党案においては、ただいま申し上げました論点を十分に踏まえて、対象行為や処罰対象などを明確に定め、実効性の確保に努められるとともに政治本来の機能に配意されたものと承知しております。御指摘のように、与党案が政治活動の自由を制約する危険があるとは考えておりません。

第三者供与と行為主体としての私設秘書についてのお尋ねがございましたが、両者は別個の問題でありますと認識いたしております。

○國務大臣(森喜朗君) あっせん利得罪処罰法案は政治に携わる公務員の政治活動の廉潔性とこれに対する国民の信頼を保護しようとするものであり、処罰の範囲を公務員ではない私設秘書にまで拡大することは不適当であるとの考え方などから、私設秘書は処罰対象から除外されたものと承知しております。

また、第三者供与につきましては、本法案においては、現在のあっせん収賄罪においても第三者供与規定が設けられていないことの均衡との考慮などから、第三者供与を盛り込んでいないものと承知いたしております。

○國務大臣(保岡興治君) 大脇議員にお答え申し

企業・団体献金については、政党本位、政策本位の政治を目指す政治改革の理念を踏まえ、既に本年から政治家個人に対する企業・団体献金が禁止されたところであります。一方で、政党に対する企業・団体献金につきましては、最高裁判例でも、企業は憲法上の政治活動の自由の一環として、政治資金の寄附の自由を持つことは認められており、これをおよそ悪と決めつける論拠は乏しくありません。

いすれにせよ、政治資金のあり方につきましては、透明性を高めつつ、民主主義のコストをどのようにならぬ負担していただかかという観点から、各党、各会派において御議論をいただくべきものと考えます。

政治倫理審査会について御質問がございました。衆参両院において、政治倫理の確立のため、政治倫理審査会が設置され、国会議員が行為規範等の規定に著しく違反し、政治的、道義的に責任があると認められるかどうかについて審査するものとされておりますが、そのあり方については、国民党に対する信頼を高めるとの視点から、各党、各会派において御議論いただくべきものと考えます。

政治倫理審査会について御質問がございました。衆参両院において、政治倫理の確立のため、政治倫理審査会が設置され、国会議員が行為規範等の規定に著しく違反し、政治的、道義的に責任があると認められるかどうかについて審査するものとされておりますが、そのあり方については、国民党に対する信頼を高めるとの視点から、各党、各会派において御議論いただくべきものと考えます。

最後に、政治净化のための決意についてお尋ねがありました。政治が国民党からの信頼を得るために政治家が口をききをして私腹を肥やすようなことは正していかなければなりません。政治倫理の確立は議会政治の根幹であり、国会議員は主権者たる国民の代表であることを自覚し、政治家の良心と責任を持って政治活動を行い、国民の信頼にもとることがないように努力することが求められており、私自身もそのために最大限の努力を行う決意であります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁せます。(拍手)

○國務大臣(保岡興治君) 大脇議員にお答え申し

上げます。
あっせんの定義についてお尋ねがございました。

刑法百九十七条の四のあっせん收賄罪に規定するあっせんとは、請託の内容に従って、被あっせん公務員に対して、その職務に関して、不正の行為をするように、または相当の行為をしないよう

に働きかけ、仲介の労をとることを言うものと解されています。

あっせん收賄罪による検挙件数がこれまで極端に少なかつた理由について、また、この理由についてどのように受けとめているかというお尋ねがございました。

あっせん收賄罪につきましては、被あっせん公務員に対する職務上不正な行為をさせること、または相当の行為をさせないこと、また、としている犯罪でありますが、先ほどからお尋ねしているとおり、平成七年から平成十一年までの最近五カ年で見ましても三十四名を公判請求しているところであり、その数が少ないとは考えておりません。(拍手)

○議長(井上裕君) これにて質疑は終了いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時十一分散会

出席者は左のとおり。

議員
高橋 令則君
副議長
菅野 久光君

議員
荒木 清寛君
山下 英利君
岩本 荘太君
中島 啓雄君
水野 平野
益田 洋介君
市川 一朗君
高橋 紀世子君
戸田 邦司君
山本 保君
平野 貞夫君
海野 義孝君

平成十二年十一月十三日 参議院会議録第九号

議長の報告事項

| | | |
|--------------|-----------|-----------|
| 大野つや子君 | 松岡満壽男君 | 大野つや子君 |
| 松 あきら君 | 岩瀬 良三君 | 渡辺 秀央君 |
| 風間 昶君 | 清水 達雄君 | 高野 博師君 |
| 清水 和夫君 | 椎名 素夫君 | 山下 栄一君 |
| 狩野 安君 | 椎名 晃司君 | 弘友 和夫君 |
| 統 訓弘君 | 山下 一良君 | 森本 邦茂君 |
| 森本 海老原義彦君 | 中原 白浜 | 中原 茂皓君 |
| 中原 爽君 | 月原 森田 | 月原 邦茂君 |
| 中原 雅史君 | 月原 有馬 | 中原 次夫君 |
| 中原 加納 | 日出 英輔君 | 中原 朗人君 |
| 中原 依田 | 日出 浩美君 | 日出 智治君 |
| 山崎 金田 | 日出 浩美君 | 山崎 力君 |
| 成瀬 加藤 | 岩永 智治君 | 成瀬 吉宏君 |
| 西田 中曾根弘文君 | 西田 吉宏君 | 西田 吉宏君 |
| 関谷 勝嗣君 | 南野知恵子君 | 清水嘉与子君 |

| | |
|--------|--------|
| 田村 | 魚住裕一郎君 |
| 水島 | 丸子君 |
| 大森 | 裕君 |
| 堂本 | 暁子君 |
| 但馬 | 久美君 |
| 鶴保 | 庸介君 |
| 田名部 | 省吾君 |
| 日笠 | 勝之君 |
| 木庭健太郎君 | |
| 入澤 | 肇君 |
| 鶴岡 | 洋君 |
| 扇 | 信也君 |
| 鈴木 | 千景君 |
| 泉 | 正孝君 |
| 鶴 | 博之君 |
| 浜田卓二郎君 | |
| 浜田卓二郎君 | |
| 森下 | 一成君 |
| 山内 | 公平君 |
| 山村 | 弘成君 |
| 岩城 | 俊夫君 |
| 畠 | 光英君 |
| 長谷川道郎君 | |
| 山下 | 善彦君 |
| 末広まさこ君 | |
| 畠 | 恵君 |
| 阿部 | 正俊君 |
| 河本 | 英典君 |
| 佐藤 | 泰三君 |
| 鎌田 | 要人君 |
| 上野 | 公成君 |
| 鴻池 | 祥肇君 |
| 吉川 | 芳男君 |
| 久世 | 公義君 |
| 岡野 | 裕君 |

青木幹雄君
中川龍二君
堀義雄君
岸龍一君
佐藤宏一君
景山俊太郎君
林昭郎君
国井芳正郎君
龜井郁夫君
長峯基君
谷川溝手
矢野武見
保坂三藏君
大島鹿熊
溝手三吉君
岩崎石渡
沓掛大島君
倉田鹿熊
石井石渡
中村沓掛
羽田雄清元君
木俣敦
福山正安君
司君
前川慶久君
平田君
松崎君
高嶋君
海野君
小山君
石田君
菅川君
峰崎君
利和君
直樹君
美栄君
峰男君
健二君
忠夫君
俊久君
良充君
徹君
彰君

官 報 (号 外)

交通・情報通信委員会

理事 渕上 貞雄君 (三重野栄子君の補欠)
同日衆議院から次の議案が提出された。

未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法の一部を改正する法律案(衆第一三号)

公職にある者等のあせん行為による利得等の処罰に関する法律案(衆第一二号)

酒税法の一部を改正する法律案(衆第一四号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

平成十一年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案(閣法第一八号)

中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律案(閣法第一九号)

地方交付税法の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

酒税法の一部を改正する法律案(大蔵委員長提出)(衆第一四号)

同日議長は、次の衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一〇号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣法第一号)

(閣法第一四号)

交通・情報通信委員会に付託

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案(閣法第一四号)

た。

平成十一年度一般会計補正予算(第1号)(閣予第一号)

平成十一年度特別会計補正予算(特第1号)(閣予第二号)

平成十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)(閣予第三号)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

公職にある者等による特定の者に利益を得させる目的でのあせん行為に係る取締等の処罰に関する法律案(菅直人君外十二名提出)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律

官 報 (号 外)

平成十二年十一月十三日 参議院会議録第九号

明治三十五年三月三日
第一種郵便物認可日

発行所
二 東京
一 番大四都○五
藏省印刷局
虎ノ門四丁目
八八四四二五
丁目
電話
03
(3587)
4294
定価
(本体
一部
一一〇円)